

令和 2 年度第 1 回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 令和 2 年 6 月 8 日 (月)
午後 3 時 30 分～
場 所 富良野市役所 3F 第 3 会議室

1. 開 会
2. 辞令交付
3. 市長挨拶
4. 会長挨拶
5. 報告事項
 - (1) 中小企業振興総合補助金について
 - (2) 富良野市の融資制度について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症影響対策について
6. 議 事 議案第 1 号 富良野市中小企業振興総合補助金の制度改正について
7. そ の 他
8. 閉 会

富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日
(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
平 沢 幸 雄	団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
市 村 英 規	団体推薦 (富良野商工会議所工業委員長)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
倉 西 裕 明	団体推薦 (富良野金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
荒 木 美 恵 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会)
福 井 早 苗	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
(応 募 者 な し)	公募委員

報告事項

(1) 中小企業振興総合補助金の執行状況について (平成 28 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	5,250	8	3,000
新規出店家賃補助事業	3,280	9	1,689
人材育成促進事業	300	2	311
新規イベント支援事業	800	1	154
情報発信 P R 支援事業	200		
新規開業・新事業展開支援事業	0		
事業拡大支援事業	2,400	8	1,595,
創業者経営支援事業	270	1	7
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
計	12,500	29	6,756

執行率 54.1%

(平成 29 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	4,550	9	3,500
新規出店家賃補助事業	2,720	7	1,381
人材育成促進事業	300	1	66
新規イベント支援事業	600	2	364
情報発信 P R 支援事業	200	2	200
新規開業・新事業展開支援事業	0		
事業拡大支援事業	2,400	5	1,228
創業者経営支援事業	180	6	82
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
計	10,950	32	6,821

執行率 62.3%

(平成 30 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	4,550	7	2,900
新規出店家賃補助事業	2,410	7	1,856
人材育成促進事業	300	3	410
新規イベント支援事業	600	1	200
情報発信 P R 支援事業	200	1	100
新規開業・新事業展開支援事業	2,750	1	1,300
事業拡大支援事業	2,400	6	1,104
創業者経営支援事業	180	5	131
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
学卒者地元就職促進事業	0	1	29
胆振東部地震影響対策イベント・情報発信支援事業	0	3	1,500
計	13,390	35	9,530

執行率 71.2%

(令和元年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,500	8	3,500
新規出店家賃補助事業	2,599	3	439
人材育成促進事業	400		
新規イベント支援事業	200		
情報発信 P R 支援事業	100	2	137
新規開業・新事業展開支援事業	3,050	2	2,900
事業拡大支援事業	2,100	9	2,745
創業者経営支援事業	330	4	100
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
学卒者地元就職促進事業	200	1	47
UI ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業	2,400	2	230
計	14,879	31	10,098

執行 67.9%

(2) 富良野市の融資制度の融資状況について

① 貸付残高の推移と新規貸付実績

(単位：千円)

資金名		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振興資金	融資残高	156	722,522	167	789,409	152	775,494
	新規貸付	35	272,500	45	361,600	43	348,300
商工業ハローアップ資金	融資残高	20	81,995	19	117,397	18	115,087
	新規貸付	0	0	6	64,500	4	21,000
小口緊急特別資金	融資残高	12	58,718	9	46,582	7	28,521
	新規貸付	9	66,000	9	59,000	7	39,000

② 年度毎の保証料及び利子補給額

(単位：千円)

資金名		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振興資金	保証料	25	2,272	29	3,412	31	3,897
	利子	186	7,308	198	7,246	202	7,753
商工業ハローアップ資金	保証料	0	0	4	246	3	132
	利子	23	993	26	1,023	23	1,284
小口緊急特別資金	保証料	9	638	7	274	3	151
	利子	7	75	5	32	2	8

(3) 新型コロナウイルス感染症影響対策について（令和 2 年 6 月 3 日時点）

① 富良野市経営支援臨時補助金の執行状況

申請件数 455 件 補助金額 121,983,859 円

② 富良野市休業協力・感染リスク低減支援金

申請件数 18 件 補助金額 3,600,000 円

※富良野市申請分のみ

③ 新型コロナウイルス対策経営支援臨時貸付金

（富良野商工会議所へ委任）

貸付件数 13 件 貸付金額 16,000,000 円

④ セーフティーネット保証（富良野市認定申請分）

認定件数 53 件

（内訳：4号21件、5号7件、危機関連保証25件）

議案第 1 号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

富商観第 号	
令和 年 月 日	
富良野市中小企業振興促進審議会会長 様	富良野市長 北 猛俊
富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問）	
下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求める。	
記	
1. 諮問事項	富良野市中小企業振興条例に基づく 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について
（別紙のとおり）	

Ⅱ 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

1. 現在の補助制度について

【基本的な考え方】

富良野市中小企業振興総合補助金は、次の基本的な考え方をもとに補助金交付事業を実施することで、中小企業者等及び従業員の経済的、社会的地位の向上に資するとともに、本市中小企業等の振興を図ることを目的としている。

- ①富良野市の商業と観光業の魅力が高まることにつながるもの
- ②今後の店舗減少に備え、また、富良野市経済を支える事業者を確保するため、新規参入や事業承継を促すことにつながるもの
- ③補助事業の実施の効果が、商業者のみ恩恵を被るものではなく、市民、富良野市を訪れる観光客が魅力を感じるような買い物・消費環境づくり、市民生活にかかわりが深いもの
- ④域外マネーを獲得できる産業育成につながるもの
- ⑤基幹産業の農業と連動した6次産業化や農商工連携の推進につながるもの
- ⑥市内商工業者の「ものづくり」の気運を高めることにつながるもの
- ⑦基幹産業である観光産業の振興につながるもの
- ⑧補助事業の実施をきっかけとして、新たな商工業振興の取り組みを誘発することにつながるもの
- ⑨買い物が不便と認められる地域における出店支援につながるもの
- ⑩市内中小企業者の人材確保や就労後の定着につながるもの

【現在の補助対象事業】

補助対象事業名	申請ができるもの
店舗等新築改修費補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館、製造業の工場のうち、 <u>市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等</u> (農業者又は農業生産法人も含む)
新規出店家賃補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館のうち <u>市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等</u> (農業者又は農業生産法人も含む)
人材育成促進事業	中小企業団体等
新規イベント支援事業	中小企業団体等
情報発信PR支援事業	中小企業団体等又は連携中小企業者（構成する中小企業者には農業者又は農業生産法人も含む）
街路灯維持事業	街路灯維持管理団体
中小企業経営改善指導事業	商工会又は商工会議所
新規開業・新事業展開支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

事業拡大支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
創業者経営支援事業	中小企業者等（NPO法人も含む）
買い物不便地域出店促進事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
学卒者地元就職促進事業	市内中学校又は高等学校と連携して事業を行う中小企業者等
UIターン住宅支援がんばる企業応援補助事業	市内中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

【補助金制度活用動向】

- 制度を全面的に改定した平成 24 年度から令和元年度までで、58 件の開業に対して補助金で支援（うち 44 件が中心市街地内）、新規参入の促進に寄与している。また、既存店舗への支援実績は、店舗改修や事業拡大を含めて 74 件である。
- 支援した開業店舗 58 件の業態別内訳は、以下のとおり。

飲食店 26 件 美容室、エステサロン 5 件 物販店舗 12 件 パン屋、菓子店 3 件 医療福祉 3 件 その他サービス業 9 件
--

- 市街地中心部の商店街では、フラノ・マルシェ及びマルシェ 2 開業効果は落ち着きを見せ、中心市街地への新規出店は少ない。一方で、住宅街や郊外へ出店するケースが多くなっている。
- 新規開業は、インバウンドの観光ニーズに応じた宿泊業や人材派遣など観光サービス業の開業実績となっている。。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、春に予定していた中小企業向け講演会の企画が中止になるなど、人材育成促進事業の実績に影響が出ている。
- 既存の市内中小企業は、店舗や工場の拡張などにより、新たな機械や設備導入による事業拡大に補助金を活用している事例が多い。

2. 制度改正（案）について

改正の背景

令和2年2月頃から国内での新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外の観光客の入込が大きく落ち込み、外出自粛や学校閉鎖など社会環境の大きな変化によって、飲食業・宿泊業を中心として国内経済に大きな損失が生じている。市内においてもインバウンド需要の減少や、感染拡大防止のために市民の行動が制限され、経済活動の停滞によってあらゆる業種において売上高の減少に影響を及ぼしている。

本市では、4月から飲食店向けの飲食クーポン券、4月末から売上が減少した事業者に対する経営支援臨時補助金（事業継続応援金、家賃補助金、上下水道料金補助金）、5月末から感染拡大防止に取り組む事業者を支援する休業協力・感染リスク低減支援金により、市内経済の損失を最小限にすべく施策を実施してきているところである。

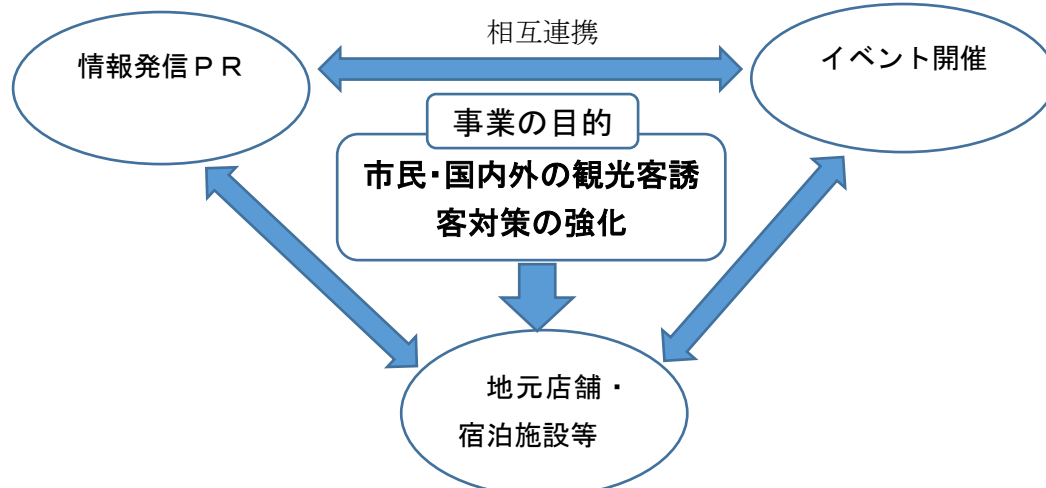
5月25日付で北海道における国の緊急事態宣言が解除され、6月1日には全国的な休業要請も解除されたことを受け、感染の拡大防止に留意しながら、外出制限の緩和や店舗の営業活動が徐々に再開されるところである。そのためには、北海道の提案する新しい生活スタイルの実践による営業活動と感染防止の両立を目指す取り組みや、今後の経済回復を後押しする施策が求められている。

具体的な改正内容

（1）新型コロナウイルス感染症影響対策イベント・情報発信支援事業（新規）

1 目的

市内経済においては、国内外の観光客の落ち込みと市民の外出自粛によって、店舗での買い物や飲食等の消費活動が大きく減退していることから、まずは誘客対策を行うことで、あらゆる消費活動の回復を図ることが急務であると考ええる。その為、各種情報媒体を活用した**事業者の情報発信を促す**ことで、市内外の誘客につなげ、地元店舗での消費活動を喚起させ、併せて**市内イベントの開催を支援**することで全国的な誘客を促し、宿泊施設等への波及効果をねらう。



さらに、8月以降実施予定である地元店舗応援クーポン券（仮称）やプレミアム付商品券と連携することで、市内の店舗等が協力して取り組む事業へ本事業の活用を促し、店舗経営者の創意工夫や販売意欲の向上を図り、一層の消費喚起効果を目指すものとする。

＜予定：地元店舗応援クーポン券の発行＞

※本事業は6月議会提案となり、議会可決後に施行されます。

（目的）

新型コロナウイルス感染症により、市内で大きな経済損失が生じていることから、市として①市民生活を支援、②市内消費の囲い込み、③経済損失による影響を緩和することで、経済回復を早期に図る。

（実施方法）

- ・ 市民1世帯当たり5万円まで30%プレミアム付クーポン券を発行する。
- ・ 電話又はネット予約で5,000円単位で購入可。
- ・ 発行、販売は富良野商工会議所が行う。
- ・ ふらの市内共通商品券の加盟店舗で使用可能
（ただし、生協、Aコープ、ラルズ、ホームック、ツルハ、ハツドラを除く）
- ・ クーポン券の販売・利用は、令和2年8月～12月を予定。

2 対象者

- ・ 中小企業団体又は連携中小企業者（主催者に中小企業者が参画していること、構成する中小企業者には農業者又は農業生産法人も含む）

3 対象となる事業

- ・ 国内外及び市内外から誘客を見込むことができるイベント又は広告宣伝等の事業（チラシ、パンフレット、WEBサイト、SNS、テレビ・ラジオ・雑誌広告等の制作経費、手数料等）。
- ・ 事業計画・内容については、事業目的の趣旨に沿ったものであるか、事前に市と協議の上、決定するものとする。
- ・ 他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。
- ・ 補助対象経費の総額が10万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります（事業効果が小さいと判断します）。

【イベント事業】

- ・ この事業では、誘客効果を優先するため、新規イベント支援事業のように、イベントの新規性は問いません。
- ・ 次の経費は対象外とします。

- | |
|--|
| 1) 備品購入費（ただし、取得価格 10 万円未満のもので、リース・レンタルによる使用が困難なものは除く）
2) 食糧費（飲食費） |
|--|

- ・ 本事業（イベント）を実施する際には以下の感染拡大防止の取り組みに努めるものとする。
 - ア 3つの密（密閉・密集・密接）の防止
 - イ 飛沫感染・接触感染の防止
 - ウ 移動時の感染の抑止
 - エ 発熱者等の施設への入場防止
- ・ 北海道が提唱する「北海道スタイル」安心宣言（7つの習慣化）に取り組むものとする。

4 補助金交付の決定

【通常タイプ】

- ・ 市長が認めた補助対象経費のうち 3分の2 を補助します。
- ・ 補助金の限度額は、50 万円とします。

【クーポン券・商品券連動タイプ】

- ・ 地域振興消費拡大推進事業（地元店舗応援クーポン券事業・プレミアム付商品券事業）に連動すると市長が認めた広告宣伝の事業については、補助対象経費の 5分の4（上限 50 万円）を補助します。

5 具体的な事業イメージ

（事例 A）	観光団体による P R 動画作成と誘客キャンペーンの実施 ・ ホームページ等を活用し、企業広告にあわせてインバウンド誘客に向けた多言語 P R 動画の作成 ⇒ P R 動画作成経費 ・ 宿泊施設と連携して P R 動画視聴顧客の取り込みの為のキャンペーンイベントの企画・実施に係る経費 ⇒ イベント周知の為のチラシ、WEB 広告
（事例 B）	商工団体・各種組合等によるホームページのリニューアル ・ H P リニューアルにあわせた各店舗独自のクーポン券の発行、はしご酒的なイベントによる売上増加に向けた取り組み ⇒ ホームページ構築に係る経費、イベント周知のチラシ折込
（事例 C）	商店街等による地域住民誘客企画の実施 ・ 地元フリーペーパーを活用して、各店舗が地元応援クーポン券を活用したお得なセール運動を行い、地域住民向け誘客活動の取り組み ⇒ フリーペーパーへの掲載料、印刷、折込経費

(2) 感染防止対策支援補助事業（新規）

1 目的

- ・ 一般客の接客等が伴う営業を行う市内の中小企業者等がコロナ回復期、さらにその先のアフターコロナ期を見すえた感染拡大防止と、新しい生活様式への対応、売り上げの確保のために行う取り組みに対し支援を行う。
- この事業は、令和2年度に限り実施するものであるが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて期限を延長できるものとする。

2 対象者

- ・ 小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、学習塾及び教養・技能教授業のうち、市長が対象と認めた業種を営む、市内に主たる事務所をもつ中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

3 補助対象地域

- ・ 市内全域とする

4 対象となる業種

感染防止対策支援補助事業	
(対象となる業種)	
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
68	不動産取引業
70	物品賃貸業～スポーツ用品レンタル業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）のうち 741 獣医業及び 746 写真業～フォトスタジオ
75	宿泊業のうち 753 下宿業（旅館ホテル、簡易宿所は別事業にて対応するため本事業では対象外）
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業（旅館ホテルに併設のものを除く）～洗濯業、洗濯物取次業、理美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業
79	その他の生活関連サービス業～旅行業、物品預り業、葬祭業、
80	娯楽業～ゴルフ練習場、パチンコホール、カラオケボックス、スポーツクラブ、アウトドア観光事業者（観光事業者経営改善応援金（コロナ対策基本型）対象外のため）
81	学校教育（地方自治体の設置する学校は除く）～幼稚園、幼保連携型認定こども園

- 82 その他の教育、学習支援業のうち 823 学習塾及び 824 教養・技能教授業～学習塾、各種習い事教室、ダンス教室
- 83 医療業～病院、診療所（歯科診療所含む）、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業（8544 訪問介護事業の職員事務所は除く）～老人介護施設、保育所、託児施設
- ◆小売業は、店頭で商品を販売している店舗に限ります（61 無店舗小売業は対象外→既に無店舗営業となっているものはコロナ対策の必要性を認められないため）。
- ◆産業分類で対象事業に該当しても、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条の有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗は、対象外となります。

5 対象となる事業

- ・ 補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当する事業であること
 - (ア) コロナウィルス感染症予防につながるもの
 - (イ) 「新しい生活様式」に対応する営業につながるもの
 - (ロ) 証拠資料等によって金額が確認できる経費
- ・ 本事業は、施設単位ではなく、事業者単位での申請を受けつけるものであり、一事業者一回限りとします。
- ・ 例えば、ネイルサロン等で、複数の事業者が同一店舗内で営業している場合は、店舗内の代表者に限り申請を認めます。
- ・ 令和2年4月1日以後に納品又は発注したものについても遡及して補助対象経費に算入することができます。しかし、納品又は発注日を確認できる書類を提出できない場合については、対象外とします（前述（ウ）参照）。この補助金では、補助金交付決定前に機器等の購入や外注費の発注を行うことについては認めますが、これをもって、必ずしも補助対象になるものではありません。確実に補助対象とするためには、交付決定の上で購入又は発注することをお勧めします。
- ・ 当面、令和3年3月31日までに補助対象経費の支払いを行ったことを確認できるものを補助対象とします。
- ・ 対象業種の店舗内に設置されるものであっても、社員が主に使用する事務所の中において使用され、その範囲で効果が限定されるものは対象外とします（接客スペースと認められる場所に設置されるものは対象とします）。
- ・ 補助対象経費と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費について補助対象外とします。なお、次に掲げる経費には食料費は含まれない

ものとしします。

費 目	説 明
ア 機械装置等費	5 対象となる事業（ア）（イ）（ウ）に該当する衛生管理対策に必要な機器、営業サービス改善につながる機器の購入（以下例示） - サーモグラフィー、除菌空気清浄器、次亜塩素酸生成機器、殺菌エアータオル（取扱説明書等において除菌などの効果があることを確認できるもの）、アルコール消毒機器、厨房関連消毒機器、非接触型体温計、サーキュレーターなど - 飛沫防止パネル（自立式）※自作のパネルの製作のための材料費は消耗品のため対象外 - 屋外飲食スペースの設置に必要な備品 - 券売機、キャッシュレス決済・非接触決済システムの導入 - 自転車、バイク、自動車等に設置するデリバリーサービスの輸送に必要な設備（冷蔵庫、冷凍庫などの保冷設備含む、自動車、バイク、自転車の購入費は対象外） - 単価が 50 万円（税抜）以上の機械装置等については、処分制限がかかります。 - 中古品、リース又はレンタルによる物品取得は補助対象外とします。 - 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン等）の購入費用は補助対象外とします。 【対象とならない経費例】 自動車等車両、バイク、自転車、マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液、文房具等の消耗品等、パソコン、複合機、タブレット端末、電話機、ソフトウェア（汎用性の高いもの）、単なる機器の更新で機械装置等、機械等の運送費・設置費、設置した機器の維持管理費
イ 外注費	- 上記に該当しない経費で、5 対象となる事業（ア）（イ）（ウ）に該当する事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費が対象となります（以下例示）。 - 飲食店のウェブ予約システム、テーブルオーダーシステム、EC システムの外注費用 - 店舗等の改修工事のうち例えば、飛沫防止パネルの設置、受付時のソーシャルディスタンスを確保するため足形がプリントされたタイルカーペットを張り替えるもの、テイクアウトに対応するため店舗等に窓などの開口部を設ける改修工事などについては補助対象とします（店舗リフォーム等とあわせて実施する場合は、感染症予防に資すると認められる工事のみ対象とします）。 - 既存の機器の修理及び改造は対象外とします。 - 外注内容、金額等が明記された契約書を締結し、外注する側

	である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。 ・ 導入したシステムの維持管理経費については対象外とします。
ウ その他市長が認めたもの。	

- ・ 富良野市の観光事業者経営改善応援金（コロナ対策基本型）の対象事業者については、本補助金の併給を受けることができません。
- ・ 北海道の宿泊事業者関連予防対策推進事業費補助金など他の補助金の補助対象経費となっているものについては、本補助金の補助対象経費として申請することができません。
- ・ 北海道が提唱する「新北海道スタイル」安心宣言（7つの習慣化）に取り組むものとする。

6 補助金交付の決定

- ・ 市長が認めた補助対象経費のうち4分の3以内（補助限度額 20 万円）を補助します。
- ・ 消費税の本則課税事業者については、購入機器や外注経費に含まれる消費税相当額を補助対象外とします。
- ・ 補助対象経費の総額が 5 万円（税抜）未満となった場合は、この補助金の対象外となります（事業効果が小さいと判断します）。

3.今後の審議スケジュール

6 月 8 日（月）	第 1 回審議会（諮問）
	未定（答申）
6 月 10 日（水）	令和 2 年第 2 回市議会
～23 日（火）	
6 月下旬	中小企業振興条例施行規則（改正）
	〃（施行）

「新北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

「7つの習慣化」

に取り組みます！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。